空き家バンクへ登録ください！

“空き家バンク”という制度をご存知でしょうか？　空き家バンクとは、智頭町への移住希望者と空き家所有者とをマッチング（つき合わせる）させる制度です。

近年、都会の喧噪（けんそう）をのがれ、智頭町のような自然豊かなところでの田舎暮らしを希望する人が増えています。

移住希望者を受け入れる際に、まず問題となるのが“住まい”ですが、智頭町では空き家バンク制度を設けて、空き家募集と移住希望者への情報提供を行なっています。

空き家の活用は、所有者にとっては家賃収入が入るだけでなく、家屋も長持ちします。また景観の美化や防犯、地域活性化にも効果があり社会的にも大きなメリットがあります。

智頭町では、空き家バンクに登録いただき、町外からの移住者との入居契約が整った場合、空き家活用奨励金（20 万円）が支給されます。空き家バンクへのご理解、そして登録をお願いいたします。

【空き家バンクの流れ】

①空き家の登録
登録用紙が役場企画課にありますので、
必要事項を記入の上、空き家登録をしてください。
↓
②空き家の現地調査
空き家の状態を確認に伺います。
↓
③空き家情報の公開
移住希望者に対して、空き家物件を紹介いたします。
↓
④交　　渉
移住希望者から空き家入居の希望がありましたら、
空き家所有者と連絡をとって面会していただきます。
双方で家賃や入居条件などの話を進めていただきます。
↓
⑤契約の成立
＊役場は面会の際に立ち会いますが、法令上、
入居条件や契約行為に係わることはできません。

問合せ先　　役場企画課　　田中・林　　☎ 75 － 4112

法令事務

平成 22 年度智頭町農業委員会の年間活動計画（４月・５月は掲載を省略しました）

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月
10日	9日	9日	10日	8日	10日	6日	7日	21日	10日	10日
総会・農地パトロール	総　会	総会・農地パトロール	総会・意見交換会	総会・耕作放棄地調査	総会・農地非農地判断	総　会	総　会	選挙人名簿審査	総会・点検評価・計画検討	総会・点検評価・計画検討

毎月総会を 10 日前後、午後２時から開会しています。総会は公開です。また議事録も公表しています。
（都合により変更することがありますので事務局へお問い合わせください。）

※農地とみなされる土地の権利移転・用途変更（転用）をする場合、農地法の規定に基づき農業委員会又は、県知事の許可が必要です。申請は、毎月 20 日までにお願いします。

農業委員は地域の世話役、農家の相談相手です。

転用についての手続きや農地等のことについて詳しくは、地区担当の農業委員又は農業委員会におたずねください。その他、何かお気づきの点、ご意見がございましたらご連絡ください。

また、農地法改正により、平成 22 年度から農地の利用状況調査が義務づけられました。調査員が調査に参りましたら、ご協力よろしくお願いします。

問合せ先　　智頭町農業委員会　　大呂　　☎ 75 － 4121

農業委員会からのお知らせ

「平成 22 年度目標及びその達成に向けた活動計画」を公表します。

国から示された「農業委員会の適正な事務実施について」の取り組み状況を公表します。なお、「平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については、事務局で閲覧いただくか智頭町ホームページでご覧ください。

平成 22 年度の目標及びその達成に向けた活動計画

促進等事務

1　認定農業者等担い手の育成及び確保

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成 23 年度までの目標	6　経営	1　法人	1　団体
目　　標	1　経営	0　法人	0　団体
活　動　計　画	町と連携して制度の周知と農業委員から情報収集を行い個別に掘り起こしに努める。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	町と連携して制度の周知と普及を行う。

2　担い手への農地の利用集積

平成 23 年度までの目標	集積面積　12　ha
目　　標	集積面積　3　ha
活　動　計　画	農地の貸して・借りての情報を収集するとともに、認定農業者及び経営拡大の方の要望を聞く機会を持ち、地権者と農地の調整活動に努める。

3　耕作放棄地の解消

平成 23 年度までの目標	解消面積　5　ha
目　　標	解消面積　0.5　ha
活　動　計　画	地区担当の農業委員に日ごろから農地パトロールを実施してもらい、耕作放棄地や、違反転用等の事案は、６月・８月・10 月に全委員でパトロールを実施して、関係機関と連携をとり、適正な是正指導を行う。また、稲作以外の農作物の育成をして耕作放棄地の解消に努める。

4　違反転用への適正な対応

目　　標	農地復元のための土が見つかり次第農地復元してもらう。
活　動　計　画	復元されるまで、随時状況を確認に行き農地復元を促す。農業委員が日常農地パトロールを実施し、違反転用を発生させないように努めるとともに広報等で周知する。

5　農地パトロール

活動計画 （実施時期、体制、実施回数等）	地区担当の農業委員に日ごろから農地パトロールを実施してもらい、６月・８月・10 月には、全委員でパトロールを実施する。

6　農地情報の整備と共有化

農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画	毎月の総会終了後、農地の権利移動や転用等の状況について情報の更新を行う。また、住民基本台帳・固定資産税課税台帳の照合を毎年２月に行う。
共有化に関する活動計画	地域担い手育成総合支援協議会を構成する関係機関・団体との密接な連携を図り、農地地図情報システムを導入し、共有化を図る。